第４号様式（第１０条関係）

会　　議　　録　（要　旨）

会　議　名	令和４年度第２回武蔵村山市都市計画審議会
開催日時	令和４年１０月２８日（金）　午後２時から午後２時４５分まで
開催場所	３０１会議室
出席者及び欠席者	出席者：柴田会長、田中委員、名取委員、水谷委員、安藤委員、長堀委員、木村委員、須藤委員、内野和典委員、内野直樹委員、石黒委員 欠席者：石川委員、細川委員、居原委員、前田委員 事務局：都市整備部長、都市計画課長、都市計画課係長（計画係）、同課主任（計画係）
議　題	議題：武蔵村山市特定生産緑地の指定について
結　論	議題：諮問のとおり決定することを適当と認める。
審議経過 （発言者） ◎印＝会長 ○印＝委員 ●印＝事務局	議題：武蔵村山市特定生産緑地の指定について 【事務局説明】 ●　生産緑地地区として約８６．４３ha が都市計画決定されている。そのうち、平成４年に指定された生産緑地が１１月５日をもって３０年を迎えることから、平成４年及び平成５年に指定された生産緑地を対象に、令和２年度より特定生産緑地への指定申請受付及び指定を行ってきた。 　今回は令和３年８月２日から令和４年５月３１日まで特定生産緑地の指定申請を受け付けた、約９．７１ha（正しくは約９．６０ha）を特定生産緑地に指定したい。 　今回の指定により平成４年及び平成５年に指定された生産緑地の面積のうち、約７０．８４ha（正しくは約７０．７３ha）が特定生産緑地に指定されることになる。平成４年指定では約９１％、平成５年指定では約７４％が特定生産緑地となる。 ※事務局説明の中で数値に誤りがあったため、カッコ内のとおり訂正する。 【質疑・意見等】 ○　生産緑地から特定生産緑地に移行する割合と周辺自治体の農業面積の割合がどう推移しているのか教えてほしい。 ●　本市の生産緑地全体の面積は８６．４３ha であり、そのうち平成４年指定が７６．３９ha、平成５年指定が１．４３ha、平成１６年以降指定などが８．６１ha の内訳となっている。平成４年指定の９１%が特定生産緑地に移行する。また、生産緑地を有す１１区と２６市では、９３．５%が特定生産緑地に移行し、６．９%が指定されない又は未指定である。

○　今後の要望として、資料に合計面積を書いてほしい。
●　承知した。

その他１：「武蔵村山市第二次まちづくり基本方針」について
【事務局説明】
●　策定作業を進めている、第二次まちづくり基本方針の全体案について、資料概要版に基づき報告。
【質疑・意見等】
○　武蔵村山は北の狭山丘陵から南に向かって発展してきた歴史がある。地域別構想では市を縦に区切って３地域としているが、そうした理由はなぜか。
●　平成２５年改定版では４地域に区分していた。今回３地域としたのは、多摩都市モノレール延伸を見据え、核となる駅を中心に利便性の高いまちづくりを進めていくため、都市核、サブ核を中心とした３地域に区分した。モノレールで核をつなぎながら、各地域を発展させていきたいと考えている。
○　モノレールを中心に便利に発展する一方で、旧道沿いなどに昔から住んでいる人たちが不便になってしまうのではないか。
●　生活利便機能を駅周辺に集めながら、誰一人取り残さないようなまちづくりを方針として考えている。

○　将来人口８万人とはどのように算出したのか。
●　「第五次長期総合計画」や「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、区画整理事業の完了やモノレール延伸などを踏まえた推計としている。

その他２：多摩都市モノレールの延伸計画に関する都市計画素案の説明会について
【事務局説明】
●　１０月１８日から２５日の間計６回開催された説明会の報告。
【質疑・意見等】
○　特になし。

以上

会議の公開・非公開の別	☑公　　開　　　　　　　　　　　　　　　　　傍聴者：　　０　　人 ☐一部公開 ☐非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

会議録の開示・非開示の別	☑開　　示 ☐一部開示（根拠法令等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ☐非 開 示（根拠法令等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

庶務担当課	都市整備部　都市計画課（内線：２７２・２７４）